

# Ruban de L'etoile 会員規約

## 第1条(本会員規約の範囲)

本規約は、一般社団法人Ruban de L'etoile(以下本法人とする)の定める会員となった個人に適用する。

## 第2条(会員)

本法人の目的に賛同し、本規約を承認の上入会した方を会員とする。

## 第3条(入会申込)

会員として入会しようとする者は、代表理事の承認を受けなければならない。  
その承認及び入会金の納入があったときに正会員となる。

## 第4条(入会金の納入)

会員は下記に定める入会金を納入する。  
入会金:5,000円

## 第5条(入会金の払い戻し)

会員が納入した入会金については、その理由の如何を問わず、払い戻しを行わない。

## 第6条(入会金の納期)

入会申し込み後、1週間以内に納入すること。

## 第7条(期間)

退会の申し出がない限り、会員資格を継続する。

## 第8条(会員の義務)

本法人の会員は、以下の事項を守るものとする。

- (1) 会員外に対して公開してはならない重要事項、機密保持事項に関しては一切他に漏洩してはならない。
- (2) 本法人の規程等を遵守し、他に迷惑を及ぼすような行為をしないこと。
- (3) 会員は名称又は住所等会員登録情報に変更が生じた場合には、速やかに本法人に届け出ること。

## 第9条(任意退会)

会員は退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

## 第10条(会員資格の喪失)

会員が次の各号の一つに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会を申し出たとき。
  - (2) 第11条の定めによって除名されたとき。
  - (3) 本法人の名誉・信用等を失墜させる行為があったと、本法人が認めたとき。
  - (4) 法令もしくは公序良俗に反する行為を行ったとき。
  - (5) 会員資格及びそれに伴う権利を、第三者に譲渡または貸与したとき。
  - (6) 会員側の明らかな故意または過失により、消費者に重大な経済的あるいは身体的危害を生じさせたとき。
- (3)から(6)の行為により本法人に損害が発生した場合、本法人が当該会員によって被った損害の賠償を当該会員に請求することができる。

## 第11条(除名)

会員が次の各号の一つに該当する場合は、総会の議決をもって除名することができる。

- (1) 定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

## 第12条(情報の二次利用)

教材、特典によって提供される情報を、複製、無断転載、転用、流用等、著作権法に違反して使用することを固く禁止する。

## 第13条(個人情報)

当法人は、会員の個人情報を含む登録情報については、本人の同意を得ずに第三者に開示しないものとする。

## 第14条(規約の追加・変更)

本法人は総会の決議により、本規約の全部または一部を追加・変更することができる。

## 第15条(免責および損害賠償)

- 1 会員は、本法人が提供する教材、特典等の情報を自らの判断によりその利用の採否を決定するものとし、これらに起因して生じるいかなる損害に対しても、本法人は一切の責任を負わないものとする。
- 2 会員間の紛争は、当該会員間で処理するものとし、本法人は一切責任を負わないものとする。
- 3 会員と第三者との紛争、消費者クレームが発生した場合には、会員の自己責任とし、本法人は一切責任を負わないものとする。
- 4 本規約に違反した会員に対しての会員資格の取り消し等の措置によって生じたいかなる損害に対しても一切責任を負わないものとする。
- 5 会員が会員資格を喪失した後も、本条の規定は継続して当該会員に対して効力を有するものとする。

## 第16条(受講資格)

18歳以上の日本在住の日本人及び外国人(日本語が理解できること)、または海外在住の日本人。